

## 山梨県国土利用計画審議会会議録

1 日 時 平成26年8月20日(水) 午後1時30分～午後2時25分

2 場 所 ホテル談露館 1階 アンバー

### 3 出席者

・ 委 員 (五十音順、敬称略)

|       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 芦澤 公子 | 市原 文子 | 牛奥 久代 | 岡村 美好 | 奥脇 美穂 |
| 荻野 勇夫 | 金丸 康信 | 坂本 康  | 鈴木 孝子 | 辻 一幸  |
| 向山 文人 | 渡邊 凱保 |       |       |       |

以上12人

・ 県 側

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 堀内 浩将  | (企画県民部長)          |
| 山本 重高  | (農政部技監)           |
| 伏見 勝   | (農村振興課長)          |
| 大久保 勝徳 | (県土整備部技監)         |
| 望月 一良  | (都市計画課長)          |
| 宮沢 雅史  | (事務局 企画課長)        |
| 森田 貴夫  | (事務局 企画県民部企画調整主幹) |

4 傍聴者等の数 8人

### 5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 企画県民部長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

### 6 会議に付した議題(すべて公開)

- (1) 山梨県土地利用基本計画の変更(案)について
- (2) その他

### 7 議事の概要

- (1) 山梨県土地利用基本計画の変更(案)について  
事務局から資料1から資料4により、「山梨県土地利用基本計画の変更(案)について」説明をし、次のとおり質疑応答のうえ、異議なしとされた。

(議長)

事務局からの説明が終わったので審議をお願いしたい。  
質問、意見があればお願いしたい。

(委員)

資料4の3頁の色の説明をお願いしたい。

(企画課長)

同じ資料が資料3の一番最後の頁にある。

JR中央線が走っており、その南側に桂川がある。その間の黄色いところが今回の案件の8haとなっている。

(委員)

黄色いところ全部か。

(企画課長)

そのとおり。

地図だと特定の名前しか表示されていないが、実際は相当宅地が開発されていて、駐車場などになっている。

(委員)

この黄色いところが8haということか。

(企画課長)

そのとおり。

(委員)

そうすると、それ以外のところは入っていないということか。

(企画課長)

入っていない。

(委員)

黄色いところ以外にも市街化が進んでいるように見えるが、この黄色い一帯にした要因は何か。

(都市計画課長)

上野原市では、市の都市計画マスタープランを作成している。

現在、上野原駅については、北口からしか入れない駅になっている。

南口の方にも階段を使って降りられる構造にはなっているが、降りるには非常に大変である。

上野原市のマスタープランの中で、駅の南口に駅前広場や、交通ロータリーを造り、その実現に向けて計画を進めていく状況である。

今回、南口の開発に関連して、8haのエリアを農業地域から外し、そこに都市計画上の用途地域を設定し、都市的な土地利用を図っていくことにしている。

農業地域になっていても、住宅や公共施設があってはいけないということではないので、黄色から外れている所については、これまでどおり農業地域という形で、土地利用を図っていくことになる。

このエリア一帯は、風致地区に指定されている。

風致地区の指定を受けると、建物の建ぺい率が40%となり、土地の面積の40%しか建物が建てられないことになる。

駅の南口を開発しても土地の40%しか使えないと、将来的に商業施設などを立地するに当たって、支障になるため、今回、8haのエリアについては、用途地域を設定すると同時に風致地区のエリアから外すことを考えている。

これで、建ぺい率は、一般的な60%位で土地利用ができる。

南口の駅前広場の開発に関連する8haを農業地域から外し、都市計画の用途地域の指定をして、土地利用していくという考えになっている。

(議長)

そのほかに質問、意見があればお願いしたい。

それでは、特にほかの意見、質問もないので、諮問された山梨県土地利用基本計画の変更案のとりまとめを行う。

二人の委員からの質問があったが、特に反対意見ではないため、この変更案のとおり土地利用基本計画を変更することに支障はないということで、当審議会の意見としてよいか。

(異議なし)

(議長)

異議なしとの声があったので、この件については、原案のとおりとする。

(2) その他(山梨県国土利用計画審議会運営規程の改正について)

事務局から資料5-1、資料5-2により、「山梨県国土利用計画審議会運営規程の改正について」説明をし、次のとおり質疑応答のうえ、異議なしとされた。

(議長)

事務局からの説明が終わったので審議をお願いしたい。

質問、意見があればお願いしたい。

(委員)

当審議会の前に森林審議会を経ているということなので、専決にしたかどうかということだが、森林審議会には、農業とか林業とか自然保護とか防災とかいろんな分野の委員がいるのか。

森林というのは、防災の面とか環境保全の面とか、いろんな側面からの役割を果たしているのだから、当審議会における審議というのは意義あることではないか。

それから、森林の縮小のみ専決にする理由はどうか。

(企画課長)

委員の質問にお答えする。

森林審議会は、学識経験者、林業・土木関係者など、防災面・自然保護の観点から選出された委員で構成されている。

立場は違うが、林地開発を行うにあたり、多方面から意見を聴ける体制は整えてある。

2点目について、先ほど説明したとおり、林地開発は1haを超える場合に、林地開発許可の申請がなされるもの。

申請がされると森林の開発について、森林審議会で御議論いただき、了となった場合について、開発が行われ、それから完了の確認が行われたところで、当審議会の土地利用計画の変更の手続きを経て、地域森林計画の見直しといった手順になっている。

経緯の中で説明したとおり、既に林地開発が行われた後、当審議会を行っており、結果が出た後で意見を聞くという状況だった。

このため、森林地域縮小の御審議をいただいても、議論も少ないため、手続き上、委員の手数を煩わせない報告に留め、その手続きを専決にしたいという理由。

(委員)

専決というのは、他の都市開発とかにもあるのか。

森林の縮小のみか。

(企画課長)

国土利用計画審議会での森林地域縮小の審議は、全国的な課題になっており、国土交通省から専決という運用の仕方についての通知が出た。

結果が出た後、追認するような格好で御審議いただいたということで、各県とも疑問を抱えていた。

これまでに既に12県、都市部だけではなく、森林県である鳥取、島根、大分、宮崎など、こういった山林を抱えたところについても、専決を行い、速やかに国土利用計画審議会に報告するという手続きを取るといった先例もあり、本県でも同様な手続きを取っていきたいと考える。

(委員)

確認だが、例えば農業地域とか別の審議会があって、そこが外したから当審議会に掛けないということはないか。

(企画課長)

そういったことはない。

森林法は現況主義であるため、森林でなくなった後に、地域森林計画に反映させていくという手順になっているため、手続と審議する労力、審議の中身を考え、専決をして、当審議会に報告をするということ。

(委員)

他の地域では起こり得ないということか。

(企画課長)

起こり得ない。

(委員)

運営規程第9条で専決基準を定めると書いてあるが、森林地域の縮小という条文が第9条にはなく、別紙に専決基準が書いてあるというのはどういった理由か。

(企画課長)

条文としては、国から示されたものをそのまま運用している。

委員の御指摘のとおり、何を専決するのか分からないため、改めて一定の類型という書類で明確にした。

(委員)

第9条に森林地域の縮小が明記されていないため、他の地域の変更にも及ぶのかなと考え質問した。

(議長)

そのほかに質問、意見があればお願いしたい。

各委員の質問は、当審議会について、専決でいいのかということであった。それについては、理解したということによいか。

(委員)

森林の縮小については、県土のCO<sub>2</sub>ゼロの計画にも関連するし、自然災害が多くなっているところで、いろんな心配があるところがある。

私たちは、審議のための役割をいただいて、そのために出てきているので、委員が

多忙だからということは考えていただかなくてもいい。

森林の縮小は重要なことなので、きちんと審議をしていくという形を森林審議会の方で、是非、取っていただきたい。

(議長)

このことについて、県の方はどうか。

(企画課長)

森林審議会についても開発行為が山梨県の森林に与える防災や自然環境、景観面の影響からも幅広く審議されている。

森林審議会では、だめのものはだめとしっかり判断されているので森林審議会に委ねたい。

(委員)

森林を守るという観点から、森林審議会は年に2、3回開かれ、委員も15名いる。森林は、長いスパンで考えていかなければならない。

森林審議会は、森林の問題についてシビアに捕らえながら取り組んでいる。その前段として今のような規程の改正が出てきたと考え、私はこの規程の変更に賛成をする。

森林審議会ですっかりした審議をされたものが、当審議会に上がってくるということ。

国から降りてきた部分であり、それでいいという感じを受けながら賛成する。

(議長)

異議がなければ原案のとおりとしたい。いかがか。

専決は会長がするが、黙って専決ということではなく、事前に相談があるので、特に問題のありそうな部分については、森林審議会の意見をもう一度聴くということ是可以する。

事務局から説明があったように、実際に森林でなくなっている状況で、審議されるということなので、特に意見がなければそのようにしたい。そのほか特に何かあったらお願いしたい。

(委員)

林地開発後の事後的な処理ということだが、事後になる前段階はどのような状況になっているのか。

(企画課長)

資料2の16頁にあるように、林地開発については許可申請があり、その計画案について森林審議会の審議が行われ、その計画が妥当だと事業者が開発を行うということ。

開発が行われて現況が森林でなくなった状況で、当審議会に諮っていたということで、林地開発許可の申請がなされる前は、当然森林の状態である。

当審議会に諮る時点では、現況主義であるので、森林でなくなった状態での御審議になる。

前段階とはそういった手順の状況。

(委員)

開発前にそういった審議はしっかりされているという理解でよろしいか。

(企画課長)

森林審議会で審議されている。

(委員)

了解した。

(議長)

そのほか意見があったらお願いしたい。

(委員)

今回の改正の理由は、これまでの実態に合わせたということか。

(企画課長)

そのとおり。

(委員)

そうなった場合に、これが改正されると審議会承認がされたということになるのか。

(企画課長)

専決とはそういうこと。

改正案第9条第2項にあるようにきちんと報告をするということ。

(委員)

先ほどの資料2の16頁にあるように、当審議会に諮り、森林計画の見直しがされるが、報告を受けても承認したものなので、変更せよという訳にはいかないが、次の森林計画へ意見は出せるという理解でいいか。

(企画課長)

冒頭説明したとおり、土地利用基本計画の方が上位計画であるので、当審議会の変

更がなければ、地域森林計画の見直しはできないので、ここで議論があれば附帯意見的なものは出せる。

(委員)

開発も終わり当審議会でも了解しているが、次の計画を練り直すときは、こういう配慮をしてくださいとか、こういうふうに考えてくださいとかは、ここで意見を述べられるということでもいいか。

(企画課長)

森林環境部の方に述べることができる。

(委員)

ありがとうございました。

(議長)

そのほかありますか。

いろいろ意見をいただいたが、全国的も同じようなことをやっている。

原案のとおりまとめたいが、意見はあるか。

(質問・意見なし)

(議長)

いろいろ意見が出たので、事務局で十分に参考にしてもらい、その上で原案のとおり賛成をすることにしたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、そのようにしていきたい。

以上で、本日予定していた議事は全て終了した。

委員の皆様方には大変ありがとうございました。

以上、審議会を終了した。